

公立大学法人島根県立大学中期目標 検討のための有識者会議 設置要綱

(設 置)

第1条 本会議は、公立大学法人島根県立大学中期目標検討のための有識者会議（以下「有識者会議」と称する。

(目 的)

第2条 県が公立大学法人島根県立大学の中期目標を策定するにあたり、大学の方向性、達成すべき事項、その他大学運営について必要な事項について、専門的見地から意見を伺うために設置する。

(組 織)

第3条 有識者会議は、法人及び大学の運営全般について審議する委員並びに、資格職にかかる分野について審議する専門委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とする。
- 3 委員は島根県総務部長が委嘱する。
- 4 有識者会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 有識者会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長になる。

- 2 座長は必要に応じて、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、島根県総務部総務課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、有識者会議に諮って決定する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。